

会 議 録

会議の名称	令和4年度第1回守谷市人権施策推進協議会		
開催日時	令和4年7月5日（火） 開会：10時00分 閉会：11時40分		
開催場所	守谷市文化会館 会議室		
事務局（担当課）	生活経済部 人権推進課		
出席者	委員	下村会長、月岡副会長、櫻井委員、上田委員、渡辺委員、池田委員、田上委員、田中委員、松本委員、飯嶋委員、深田委員 計11名	
	事務局	鈴木生活経済部長、笠見人権推進課長、松井文化会館長、綿引主任教育委員会教育指導課：黒井指導主事 計 5名	
公開・非公開の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1人
公開不可の場合はその理由	—		
会議次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 部長あいさつ 4 議 題 (1) 令和3年度 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について (2) その他 5 閉 会		

確定年月日	会議録署名
令和4年10月3日	守谷市人権施策推進協議会 会 長 下 村 順 一

審 議 経 過

1 開 会

事務局：(配付資料確認)

(委員出欠報告)

松丸市長は公務の都合により、欠席となっています。

本日の会議の出席委員は11名です。委員総数は13名で半数以上の委員が出席していますので、守谷市人権施策推進協議会設置要綱第4条第2項の規定により、本日の会議は成立します。

(会議の公開、傍聴者報告)

「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本日の会議を公開とし、1名の傍聴者があることを報告します。

令和3年度の最初の会議において、会議録の作成及び公表については、発言者の氏名を記載することで承諾を得ていることを報告します。

2 会長あいさつ

3 部長あいさつ

4 議 題

(1) 令和3年度 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について

下村会長：事務局から報告をお願いします。まずは、基本的施策の三つの項目について報告をお願いします。

事務局：(資料1「令和3年度 人権施策関連事業調査」に基づき報告)

下村会長：ただいま報告のあった三つの基本的施策について質疑のある方はお願いします。

飯嶋委員：(調査報告2ページのウ 教職員の資質向上)【人権教育講演会】のところで、Zoomによるオンラインで実施したところ、参加人数が減少したとあります。Zoomは誰でもできるわけではないので、減少した対策として何かありますか。

事務局：Zoomによる受講が難しい方のために、守谷市文化会館に視聴会場を設けて受講してもらうように案内をしましたが、当日はコロナがかなり拡大しており、出席者が少ない結果となりました。今年度もオンライン開催を予定していますが、案内通知先を増やし、また、視聴会場も設ける予定です。

事務局：例年ですと中央公民館に教員が300人ほど集まりますが、それができない状況となりました。資料には170人と書いてありますが、実際にはそれぞれの学校で(複数の教職員が)視聴していると思いますので、170人よりは多いと思います。

田上委員：(調査報告1ページのア 発達段階に応じ人権教育の推進)【人権教室】ですが、学校側から要請がない限り行わないことになったとありますが、誰が

やり始めたのでしょうか。

池田委員： 「人権教室」は人権擁護委員が実施しています。以前は、小学校や幼稚園で行っていましたが、近年は中学校1年生を対象としています。令和3年度は法務省から「学校側から要請が無い限りやらないように」と指示がありました。

田上委員： 書き方の問題ですので、「法務省の指示によりやらないようにした。」などの補足があると良いと思います。

櫻井委員： （調査報告1ページの「ア 発達段階に応じ人権教育の推進」【マナーアップ推進事業】の課題、対策及び効果の「コロナ禍でも、できる範囲で継続して取り組むことが必要である。」とありますが、他市町村でコロナ禍だからやめるといったことが多いことから、守谷市ではできる範囲で進めるという取り組みは素晴らしいと感じました。

（調査報告2ページの「イ 学習内容及び指導方法の充実」【人権教育総合推進地域事業】ですが、具体的な成果があれば教えてください。

また、（調査報告5ページの「相談・支援に関する取組の充実」【適応指導教室の実施】の成果を教えてください。

事務局： 【人権教育総合推進地域事業】の成果ですが、コロナ感染対策のため、外部講師を活用した開催は、一部の学校しかできませんでした。コロナ禍以前の実績ですと、守谷中学校で外部講師を招いて取り組んだ事例があります。日本体育大学名誉教授の清原先生を迎えて講演を行い、集団行動における体験を教えてくださいました。コロナが広がった後は、守谷第一病院の西村先生を招いて、中学生を対象にコロナ差別についてオンライン講演を行いました。講演後、中学生自らがマスクにメッセージを書いて医療従事者の方に渡すという行動が見られました。「いま自分に何ができるのか。」ということを考えるきっかけを与えてくれたことが良かったと思います。

【適応指導教室の実施】ですが、適応指導教室で自分の性に関する認識が揺れている不登校の生徒がいました。そのような生徒が「はばたき」（適応指導教室）で生活していく中で、様々な先生と話し合いながら心を開いてきているという事例があります。また、今年度からは、適応指導教室を市内全ての中学校の中に設置するという取り組みを行っています。市で採用した「フリースペース指導員」を各校1名配属しています。これまでは、保健室での養護教育や校内の別室で教職員が対応してました。教室に行きづらかった生徒でも、適応指導教室に通うことにより少しずつ自分の教室に足を運ぶようになってきています。今後の成果については、次年度に報告します。

深田委員： コロナ禍になって、年間の授業数は確保できていますか。確保できていないならば、どのような対応をしましたか。

事務局： コロナ発生1年目は3月から臨時休校となりました。夏休みを利用して授業数を補いましたが、それだけでは賄えなかったため、授業の進め方を圧縮しました。昨年度からは、一人1台タブレット端末を支給して、コロナ感染

が心配で登校ができない児童・生徒も授業を受けられるよう、ハイブリッド授業を実施しました。

田上委員：（調査報告5ページの相談・支援に関する取組の充実）【法律相談】の内容として件数が書かれていますが、人権に関する相談としてはどのようなものがありますか。

事務局：【法律相談】では、相続や離婚、借金に関するものが多く、人権関係としては職場でのパワハラについて2、3件ありました。

田上委員：人権に関する相談は、その2、3件ということですね。

事務局：把握しているのは、この2、3件になります。

田上委員：資料には、相談内容の内訳を記載した方が良いと思います。

下村会長：ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、続いて、分野別施策の「女性の人権」と「子どもの人権」について、事務局から報告をお願いします。

事務局：(資料1「令和3年度 人権施策関連事業調査」に基づき報告)

下村会長：質疑のある方はお願いします。

田上委員：（調査報告7ページの「男女が働きやすい環境づくりの推進」）【審議会等委員への女性の参画促進】で女性の参画比率は大事ですが、能力や資質も大切だと思います。女性が委員に応募することはありますか。

事務局：市には、審議会等において女性を3割以上登用するという方針があります。しかし、女性が参画しにくいと思われる審議会もあるのも事実です。市としては、どの審議会にも女性の意見を取り入れていきたいと考えますので、一般公募の枠を設けている審議会では、女性を優先して選考しています。

上田委員：守谷市には、1,000人ぐらいの外国人が在住していると聞きました。その中で、子供の人数と日本語支援に関する相談件数を教えてください。

事務局：人数は把握していませんが、昨年度、海外から移住した保護者から「就学においてどのような支援があるか。」との相談が3、4件あったと思います。学校では、日本語をサポートしてくれる人材を派遣してくれる企業と契約し対応しています。しかし、常駐しているわけではありませんので、ある程度慣れてくると、時期を見て学校から離れてしまいます。最近では、「ポケットク」という翻訳機器がありますので、それを支給して言葉の壁は徐々に下げていくようにしています。また、市内には日本語指導教室もありますので、それらも活用しています。今後もこのような相談は増えていくと思いますので、様々な言語に対応できるように人材や機械などを準備していく必要があると思います。

深田委員：（調査報告8ページの「いじめや不登校等に関する取組」）【いじめ実態調査】で、いじめの認知件数を教えてください。

事務局：件数については手元に資料がないためお答えできませんが、年々増えていることは事実です。そのため積極的な認知を促進しています。いじめに関する法律の制定により「いじめの定義」が規定されましたので、児童・生徒か

らの情報提供をもとに認知をしています。認知をすることで保護者との関わりを増やし、3か月間経過観察をすることになっています。その中で、加害者と被害者との関係や保護者からの情報収集を行っています。(いじめの件数が) 増えているからマイナスということではなく、学校としては積極的に認知をしていくことで保護者や児童・生徒との関わりを増やしていきたいと考えています。

深田委員： 学校によっていじめの件数は違うと思いますが、資料に件数が書いてあると分かりやすいと思います。

池田委員： いじめの認知方法として、「SOSミニレター」というのがあります。児童・生徒が「SOSミニレター」に相談したいことを書いて投函すると、水戸地方法務局龍ヶ崎支局に届き、守谷市の人権擁護委員が回答します。最近届いた小学1年生のミニレターの中で、「友達がシールをはがしてきます。困っています。」という内容がありました。これをいじめと認知するべきかどうか判断に迷いました。いじめの認知は非常に難しく、その多くは友達とのトラブルです。さきほどの相談には「先生や保護者に話をしてみましよう。」と回答しました。

田上委員： いじめを受けた人が嫌な思いをしたらいじめになるのですか。

池田委員： そうなります。

田上委員： いじめの基準というものはあるのですか。

事務局： 基本的には、やられた人が嫌な思いをしたらいじめとして認知します。対策会議では「危険性が高いのか。」「子どもが追い込まれていないか。」などを話し合います。そうして3か月間経過を観察し、大丈夫と確認できた時点で問題解消としています。

田中委員： (調査報告8ページのエ 児童虐待の防止)【虐待等に関する相談】でどこから通報がきて、誰が対応しているのですか。

事務局： 近隣住民や地域住民からは、市の「のびのび子育て課」に通報があります。また、学校にも通告義務がありますので、児童・生徒に痣やケガ等が見受けられた場合は児童相談所に通告しています。

渡辺委員： 自治会の班長にも、情報提供があった場合は連絡するようになっています。

下村会長： ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、「高齢者の人権」、「障がい者の人権」について報告をお願いします。

事務局： (資料1「令和3年度 人権施策関連事業調査」に基づき報告)

下村会長： 質疑のある方はお願いします。

飯嶋委員： (調査報告9ページのウ 地域での相談・支援体制の推進)【認知症サポーター等養成事業】ですが、サポーターには何を求め、どのように活用しているのでしょうか。

事務局： 「認知症サポーター」は、養成講座を受講し、認知症に関する正しい理解と知識を身につけた方すべてをサポーター(応援者)として認定します。何

か特別なことをするわけではありません。困っている方への声掛けや介護者の話に耳を傾けるなど、一人ひとりが地域や職場でできることをできる範囲で行い、当事者やその家族を温かく見守りサポートするのがその役割です。

飯嶋委員： 認知症サポーターは増えていく傾向なのでしょうか。

事務局： 令和4年3月末現在、守谷市認知症サポーターは4,942人です。増えていくと思います。

下村会長： ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、「同和問題」から「その他の人権問題」について報告をお願いします。

事務局： (資料1「令和3年度 人権施策関連事業調査」に基づき報告)

下村会長： 質疑のある方はお願いします。

田上委員： (調査報告13ページのイ 暮らしやすい環境の充実) 守谷市では英語や中国語、中にはベトナム語を母国語としている人もいるので、このような方々に「やさしい日本語」を提供できるように様々な方に協力していただき、推進してもらいたいと思います。

下村会長： 以上で、令和3年度守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理についての報告を終了します。

(4) その他

下村会長： 次に、その他について、事務局から何かありますか。

事務局： 来年度も人権施策関連事業調査の報告書を作成し、当協議会で進捗状況について検証していただきたいと思います。

下村会長： 以上で予定されていましたが、すべて終了しました。

検証、協議いただいた内容につきましては、今後の守谷市の人権施策に反映していただきたいと思います。

最後に少し、私からよろしいでしょうか。

この人権施策推進協議会において検証する内容は、分野がかなり多岐に亘っています。委員の皆様は事前に資料をお読みいただいていると思いますが、一日の会議の限られた時間内で審議や調整を図ることに大変なご苦勞を感じていると思います。

分野が多岐に亘る審議会などはほかにもあり、中には、専門部会や小委員会を設置し、それぞれその分野に集中して審議し、より円滑に会議を運営しているところもあります。

当協議会においても、現在のやり方以外に円滑かつ効率的に審議する方法があるのではないかと感じています。意見や提案はありませんでしょうか。

松本委員： 範囲が広すぎるので、報告内容を短くしても良いと思います。

田上委員： 提供された資料を全て見ようとすると、かなり時間がかかります。いくつかに分けて審議会を実施した方が良いと思います。

下村会長： 分科会などを設けることは良いと思いますが、皆さんが協議会の当日以外に集まるのはかえって負担が増えると思います。

事務局： この協議会の設置要綱には、分科会を設けることを規定していません。会長、副会長、事務局で話し合い、より良い方法を決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

田上委員： 事務局に一任したいと思います。

事務局： 一つの案として提案します。

委員の皆様には協議会開催の2か月前に調査表を送付し、会議開催日の1週間前までに質疑などをいただきます。

事務局は、それらに対してそれぞれの担当課からの回答もまとめて、会議当日に報告をします。

これまでは「人権施策関連事業調査」の内容を（あらかじめ資料を配付しているにもかかわらず）すべて事務局から説明していました。この説明を省き、会議では質疑などへの回答のみを事務局から報告します。

会議では、その回答についても審議、検証をしていただきます。

また、「基本的施策の推進」については全委員から質疑をいただき、「分野別施策の推進」については担当を割り振り、(委員からは) その担当分野についてのみ質疑をいただくというものです。

田上委員： 事務局の負担がなければ、そのやり方で問題ありません。

下村会長： まとめますと、「分野別施策の推進」を分野ごとに委員を割り振り、重点的に施策の進捗状況を見てもらい、事前に質疑を出して回答したものを事務局でまとめ、協議会当日には回答ができあがっている状態にしておくということです。

事務局と調整して、来年度からこのような手法で協議会を運営していきたいと思います。

5 閉会

事務局： 以上で「令和4年度第1回守谷市人権施策推進協議会」を閉会します。長時間にわたり、大変お疲れさまでした。